

設立についての意思の決定を証する議事録

1. 日 時 1998年11月1日 13時～15時30分

2. 場 所 かながわ県民活動サポートセンター

3. 出席者の数 61名（うち書面表決者49名）

4. 議 題

第1号議案 設立趣旨書案承認（作成）の件

第2号議案 特定非営利活動法人 日本ブルキナファソ友好協会定款案承認（作成）の件

第3号議案 設立当初の入会金及び会費の件

第4号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書案承認（作成）の件

第5号議案 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認の件

第6号議案 役員の選任の件

第7号議案 役員報酬月額決定の件

5. 議 事

上記の日時、場所において [REDACTED] が議長になり、[REDACTED] を議事録署名人として選任した後、開会を宣し議事に入った。

議長は、特定非営利活動法人について説明し、第1号議案、第2号議案について承認を求めたところ、満場一致してこれを承認可決した。

続いて第3号議案に入り、正会員の入会金2,000円（個人）、10,000円（団体）、年会費10,000円（個人）、50,000円（団体）、又学生、非営利団体に対しての入会金の免除の決定（改訂）を図ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。但し、上記入会金、年会費の金額は特定非営利活動法人の登記後から適用される。

第4号議案である事業計画書及び収支予算書に関しては、議長がブルキナファソでの現状を説明した上で承認を求め、満場一致してこれを承認可決した。

第5号議案である法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号については、当団体はいっさい該当しないことを確認した。

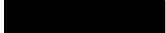
第6号議案である役員の選任に関しては下記の7名が選任され、満場一致で可決された。

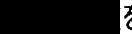
理 事 [REDACTED]

理 事
理 事
理 事
理 事
監 事
監 事



第7号議案である役員報酬月額決定の件の関しては、専従について詳細に説明し、下記の通り決定を図ったところ全員異議なくこれを承認可決した。但し、下記は特定非営利活動法人の登記後から適用される。

理 事  月額 300,000円／

なお、設立認証申請にあたっては、を設立代表者とし、設立にあたって必要な手続きの一切を一任することとした。

以上をもって本日の議事を全部終了したので、議長は閉会を宣し散会した。上記議事の経過及び結果を証するため、この議事録を作成し、議長ならびに議事録署名人が次に署名、押印する。

1998年11月1日

議 長
議事録署名人
議事録署名人



上記は、設立についての意志の決定を証する議事録の写しであることを証明します。

法人の名称 特定非営利活動法人 日本ブルキナファソ友好協会
設立代表者 

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名 認定 NPO 法人 日本ブルキナファソ友好協会 事業年度 令和 2 年

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(1) 収益の源泉別の明細

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3) その他

なし

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		960,763円	持続化給付金
		319,998円	家賃支援給付金
		300,000円	千葉県中小企業再建支援金
		100,000円	白井市中小企業経営支援金
		100,000円	Website バナー広告料

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,220,000円	給与・手当
		1,560,000円	事務所家賃
		134,088円	保険料
		116,881円	PC 購入費
		57,977円	事務用品

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

5 給与の総額等に関する事項

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
なし	円

6 支出した寄附金に関する事項【⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日】

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。）【⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日】

実 施 日	使 途	金 額
2020年1月7日	小学校トイレ建設費用、ネリカ米稻作費用	245,740 円
2020年5月15日	小学校トイレ建設費用、ポンプ式深井戸掘削費用、公立小学校建設費用	1,941,720 円
2020年5月25日	公立小学校建設費用	1,786,650 円
2020年6月18日	公立小学校建設費用	1,705,340 円
2020年7月13日	ポンプ式深井戸掘削費用	1,040,995 円
		円
		円
		円
		円
		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

第3表（次葉）

ハ

項目	令和2年	Ⓐ	Ⓑ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㊟該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項目	令和2年	Ⓐ	Ⓑ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>

役員の状況

第3表付表1

法人名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会	令和2年	⑥	◎	④	◎	申請時
役員数	10人	人	人	人	人	人	10人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	2人	人	人	人	人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	0人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				令和2年	⑥	◎	④	◎	
松山県政		理事	理事長	○				○	1999年3月29日就任
増田正		理事	副理事長	○	/			○	1999年3月29日就任
松山美津子		理事	[REDACTED]	○				○	1999年3月29日就任
本多玲子		理事		○				○	2002年2月10日就任
加藤哲章		理事		○				○	2008年2月15日就任
武田忠治		理事		○				○	2012年4月1日就任
菅又久美子		理事		○				○	2012年4月1日就任
中野幸紀		理事		○				○	2015年2月7日就任
鶴丸直樹		理事		○				○	2015年2月7日就任
大野義和		監事		○				○	2012年2月4日就任

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
出納伝票	コンピューター管理	毎日	7年間
振替伝票	コンピューター管理	毎日	7年間
現金出納帳	コンピューター管理 ルーズリーフ	毎日	7年間
総勘定元帳	コンピューター管理 ルーズリーフ	毎日	7年間
補助元帳	コンピューター管理	毎日	7年間
部門元帳	コンピューター管理	毎日	7年間
仕訳日記帳	コンピューター管理	毎日	7年間
預貯金管理帳	コンピューター管理 ルーズリーフ	毎日	7年間

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会						チェック欄																																								
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること																																															
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと <input type="checkbox"/> 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							<input checked="" type="radio"/>																																								
イ <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和2年</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>⑩</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> </tbody> </table>								項目	令和2年	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>								
項目	令和2年	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	申請時																																								
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																								
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																								
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																								
ロ <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和2年</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>⑩</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> </tbody> </table>								項目	令和2年	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
項目	令和2年	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	申請時																																								
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																								
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																								
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																								
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>																																								

認定基準等チェック表、(第5表)

法人名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="radio"/>				
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類</p>						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同 意</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> する</td> <td><input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
同 意						
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>					
ヘ	<p>① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</p> <p>② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>					

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会	✓
-----	-----------------------	---

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄 <input type="radio"/>
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
令和2年	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
② 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

欠格事由チェック表

法人名	認定 NPO 法人 日本ブルキナファソ友好協会		チェック欄																
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			<input type="radio"/>																
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの <input type="checkbox"/> ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 <input type="checkbox"/> ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 																			
二 暴力団の構成員等^(注2)																			
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人																			
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人																			
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。																			
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人																			
6 次のいずれかに該当する法人 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> イ 暴力団 <input type="checkbox"/> ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1</td> <td>役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>暴力団の構成員等の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input checked="" type="radio"/></td> </tr> </table>				1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無			イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無																		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>																	
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>																	
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>																	
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>																	
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人		はい・いいえ																	
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		はい・いいえ																	
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人		はい・いいえ																	
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）																		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人		はい・いいえ																	
6 次のいずれかに該当する法人 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> イ 暴力団 <input type="checkbox"/> ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 																			